

専決処分の報告について

令和 6 年度燕・弥彦総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 6 年 11 月 21 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

令和 6 年度燕・弥彦総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度燕・弥彦総合事務組合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 105,550 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,707,221 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により上記のとおり専決処分とする。

令和 6 年 9 月 27 日

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力